

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	1
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	1

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 （略）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等その他公益的施設で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ ホ （略）

二・三 （略）

2・3 （略）

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第二十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。） ○・五ヘクター

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の

- 効果を一層高めるものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業(次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。) 〇・二五ヘクタール
- 三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十四項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業(第五号に掲げる都市開発事業を除く。) 〇・二ヘクタール
- 四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業(次号に掲げる都市開発事業を除く。) 〇・二ヘクタール
- 五 低未利用土地の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

- 2 平成三十一年三月三十一日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限る。)」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール(都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル)」とする。